

西宮市ケアプラン検討事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条及び第115条の45第3項並びに西宮市介護保険給付適正化要綱に基づき、ケアプランの事例調査及び指導を行うケアプランの点検と、西宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第15条第18号の2に基づき届出のある生活援助中心型訪問介護の訪問回数が多いケアプランの検証（以下「ケアプラン検討事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる内容について実施するものとする。

- (1) ケアプランの検討、評価等に関すること
- (2) 介護支援専門員の資質向上に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(実施主体)

第3条 ケアプラン検討事業の実施主体は、西宮市とする。

(対象)

第4条 ケアプラン検討事業の対象は、本市の被保険者及び被保険者であった者に対し作成されたケアプランとする。

(組織)

第5条 市長は、ケアプラン検討に係る専門性を確保するため、ケアプラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第6条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ケアプランの検討、評価等に関すること
- (2) 介護支援専門員の資質向上に関すること

(委員会の構成)

第7条 委員会は、介護支援専門員または看護師の資格を有する委員3人で構成し、市長が依頼する。

(任期)

第8条 委員の任期は1年とする。ただし、再任すること妨げない。

(委員の報償の額)

第9条 委員の報償の額は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例（昭和31年西宮市条例第19号）を準用し、当該条例の別表の附属機関の委員に支給する報酬額とする。ただし、常勤の地方公務員の職にある者には支給しない。

(守秘義務)

第10条 ケアプラン検討事業に係わる全ての職員等は、プライバシーの保護に万全を期するとともに、知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ケアプラン検討事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。